

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止（高齢者福祉課）	1
○コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認めて生きたままのコイの持ち出しを禁止する公共用水面等の範囲（漁業管理課）	2
○道路の区域変更（道 路 課）	2
○建築基準法による指定確認検査機関の指定の更新（建築指導課）	2
○公有水面の埋立ての免許（港湾・海岸課）	2
公 告	
○平成22年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者（畜産振興課）	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（9・6 掲示）	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	3
高知県内水面漁場管理委員会指示	
○コイの持ち出し等の制限及び遺棄の禁止についての指示	3

告 示

高知県告示第549号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、平成22年8月26日付けで次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成22年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定の一部の効力の停止の内容及び期間	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3 9 7 0 1 0 2 6 2 4	株式会社 みのり	高知市役知町19 番15号	新規利用者の受入れの停止 平成22年9月1日から 平成23年2月28日まで	ヘルパー ステーション みのり	高知市北本町四 丁目3番36号	訪問介護

高知県告示第550号

高知県内水面漁場管理委員会指示第91号により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたため、生きたままコイを持ち出すことを禁止する県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を次のとおり定める。

平成22年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

香宗川水系本支流、香美市土佐山田町の杉田発電用えん堤の上流端から下流の物部川本流及びこの区間で合流する同川水系支流、国分川水系本支流、下田川水系本支流、十市川（石土池及び住吉池を含む。）、高知市の鏡多目的えん堤の上流端から下流の鏡川本流及びこの区間で合流する同川水系支流、新川川水系本支流、渡川水系本支流（高知県と愛媛県との県境から上流の区域を除く。）、伊与木川水系本支流並びに吾川郡仁淀川町の大渡ダムから下流の仁淀川本流及びこの区間で合流する同川水系支流並びにこれらに接続する用水路、ため池等

高知県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年9月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市久礼野字ハザマ424番1から 高知市久礼野字植松2547番13まで	前	9.5 } 23.0	30
	後	9.5 } 20.5	30

高知県告示第552号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の23第1項の規定により、平成12年9月高知県告示第562号で指定の公示をした指定確認検査機関について次のとおり指定の更新をした。

平成22年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 名称及び住所
社団法人高知県建設技術公社
吾川郡いの町枝川2410番地7
- 2 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号及び第2号に掲げる区分
- 3 業務区域
高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、吾川郡いの町並びに高岡郡中土佐町、佐川町、越知町及び四万十町
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地
吾川郡いの町枝川2410番地7
- 5 指定の有効期間
平成22年9月22日から5年間

高知県告示第553号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成22年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県（高知県知事 尾崎 正直）
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番16及び503番8地先の公有水面
 - (2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点51と点8とを結ぶ平成18年秋分の日の満潮位（D Lプラス2.08メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
点8 土佐長崎鼻燈台（北緯32度53分42秒・東経132度42分18秒）から148度57分05秒1642.316メートルの地点
点7 点8から263度59分10秒8.222メートルの地点
点11 点7から59度19分22秒4.297メートルの地点
点12 点11から62度18分13秒5.323メートルの地点
点13 点12から67度11分37秒5.487メートルの地点
点14 点13から72度49分25秒5.488メートルの地点
点15 点14から78度25分55秒5.489メートルの地点
点16 点15から84度08分27秒5.488メートルの地点
点17 点16から89度39分19秒5.486メートルの地点
点18 点17から95度16分36秒5.483メートルの地点
点19 点18から100度39分57秒5.481メートルの地点
点20 点19から106度17分51秒5.479メートルの地点
点21 点20から111度47分37秒5.475メートルの地点
点22 点21から117度30分40秒5.473メートルの地点

- 点23 点22から123度08分25秒5.467メートルの地点
- 点24 点23から128度21分44秒5.354メートルの地点
- 点25 点24から130度02分42秒15.001メートルの地点
- 点26 点25から129度41分49秒19.999メートルの地点
- 点27 点26から129度14分36秒20.000メートルの地点
- 点28 点27から129度25分35秒5.146メートルの地点
- 点29 点28から132度25分10秒5.261メートルの地点
- 点30 点29から135度35分34秒5.264メートルの地点
- 点31 点30から138度53分45秒5.265メートルの地点
- 点32 点31から142度11分24秒5.266メートルの地点
- 点33 点32から145度21分13秒5.268メートルの地点
- 点34 点33から148度33分18秒5.269メートルの地点
- 点35 点34から151度56分48秒5.269メートルの地点
- 点36 点35から155度01分14秒5.269メートルの地点
- 点37 点36から158度25分15秒5.270メートルの地点
- 点38 点37から161度36分47秒5.269メートルの地点
- 点39 点38から164度47分23秒5.268メートルの地点
- 点40 点39から168度05分26秒5.268メートルの地点
- 点41 点40から171度22分23秒5.266メートルの地点
- 点42 点41から174度32分58秒5.265メートルの地点
- 点43 点42から177度18分34秒5.111メートルの地点
- 点44 点43から177度24分58秒19.999メートルの地点
- 点45 点44から177度17分54秒19.999メートルの地点
- 点46 点45から176度56分45秒9.924メートルの地点
- 点47 点46から175度14分11秒9.784メートルの地点
- 点48 点47から171度37分03秒9.657メートルの地点
- 点49 点48から166度53分58秒9.706メートルの地点
- 点50 点49から162度16分01秒17.375メートルの地点
- 点51 点50から253度05分54秒0.482メートルの地点
- (3) 面積
745.57平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番16及び503番8地先の公有水面
 - (2) 区域
点8、点7及び次の点Cから点Mまでを順次に直線で結んだ線並びに次の点Mと点8とを結ぶ平成18年秋分の日の満潮位（D Lプラス2.08メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
点C 点7から263度59分10秒37.573メートルの地点
点D 点Cから40度19分45秒12.336メートルの地点
点E 点Dから53度43分44秒29.069メートルの地点
点F 点Eから73度32分35秒31.201メートルの地点
点G 点Fから94度23分21秒25.540メートルの地点

- 点H 点Gから117度10分40秒36.641メートルの地点
- 点I 点Hから129度58分22秒71.730メートルの地点
- 点J 点Iから142度59分30秒34.783メートルの地点
- 点K 点Jから163度02分56秒31.732メートルの地点
- 点L 点Kから171度36分34秒129.732メートルの地点
- 点M 点Lから253度59分56秒21.286メートルの地点

(3) 面積
7,988.68平方メートル

- 4 埋立地の用途
県道敷地
- 5 免許年月日
平成22年9月7日

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成22年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を平成22年9月7日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第9条の規定により公告する。

平成22年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

受講者番号

- | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|---|---|---|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | | | | | | | | |

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,829人である。

平成22年9月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、173,569人である。

平成22年9月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年9月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知市選挙区	88,283人
室戸市、東洋町選挙区	5,788人
安芸市、芸西村選挙区	6,764人
南国市選挙区	13,359人
土佐市選挙区	8,166人
須崎市選挙区	6,904人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,615人
土佐清水市選挙区	4,724人
四万十市選挙区	9,911人
香南市選挙区	9,303人
香美市選挙区	8,059人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,546人
長岡郡、土佐郡選挙区	4,124人
吾川郡選挙区	13,975人
高岡郡選挙区	18,566人
黒潮町選挙区	3,722人

内水面漁場管理委員会指示

高知県内水面漁場管理委員会指示第91号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関し、持ち出し及び放流の制限並びに遺棄の禁止を指示する。

平成22年9月21日

高知県内水面漁場管理委員会会長 樋口 清允

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該公共用水面等（当該公共用水面等に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、生きたままコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置を講ずる場合は、

この限りでない。

なお、当該公共用水面等の範囲については、知事が別に定め、速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等にコイを放流しようとする者は、当該コイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

平成22年9月22日から当分の間